

令和7年1月29日

厚生労働大臣

福岡 資麿 殿

中央社会保険医療協議会

会 長 小塩 隆士

答 申 書

(入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携  
加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱いについて)

令和7年1月15日付け厚生労働省発保0115第1号をもって諮問の  
あった件について、別紙1から3までの改正案を答申する。

別紙1 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(I) (1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>690円</u></p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 <u>625円</u></p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時食事療養(II) (1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>556円</u></p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 <u>510円</u></p> <p>注 (略)</p> <p>第二 生活療養</p> <p>1 入院時生活療養(I)</p> <p>(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)</p> <p>イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>604円</u></p> <p>ロ 流動食のみを提供する場合 <u>550円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時生活療養(II)</p> <p>(1) 食事の提供たる療養(1食につき) <u>470円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(I) (1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>670円</u></p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 <u>605円</u></p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時食事療養(II) (1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>536円</u></p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 <u>490円</u></p> <p>注 (略)</p> <p>第二 生活療養</p> <p>1 入院時生活療養(I)</p> <p>(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)</p> <p>イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>584円</u></p> <p>ロ 流動食のみを提供する場合 <u>530円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時生活療養(II)</p> <p>(1) 食事の提供たる療養(1食につき) <u>450円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 (略)</p>

別紙2 歯科診療報酬点数表

【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第二            歯科診療報酬点数表            [目次]            (略)            第1章 (略)            第2章 特掲診療料            第1部 医学管理等</p> <p>区分            B000～B001 (略)            B001-2 歯科衛生実地指導料            1・2 (略)            注1・2 (略)</p> <p>3 1及び2について、口腔<sup>くう</sup>機能の発達不全を有する患者又は口腔<sup>くう</sup>機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔<sup>くう</sup>機能に係る指導を行った場合は、口腔<sup>くう</sup>機能指導加算として、<u>12点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4・5 (略)            B001-3～B018 (略)            第2部～第11部 (略)</p>	<p>別表第二            歯科診療報酬点数表            [目次]            (略)            第1章 (略)            第2章 特掲診療料            第1部 医学管理等</p> <p>区分            B000～B001 (略)            B001-2 歯科衛生実地指導料            1・2 (略)            注1・2 (略)</p> <p>3 1及び2について、口腔<sup>くう</sup>機能の発達不全を有する患者又は口腔<sup>くう</sup>機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔<sup>くう</sup>機能に係る指導を行った場合は、口腔<sup>くう</sup>機能指導加算として、<u>10点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4・5 (略)            B001-3～B018 (略)            第2部～第11部 (略)</p>

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則  
(略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M002-2 (略)

M003 印象採得

1～3 (略)

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であって

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則  
(略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M002-2 (略)

M003 印象採得

1～3 (略)

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であって

も、歯科技工士連携加算 1 は 1 回として算定する。

2 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1—2 に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号 M 0 1 5—2 に掲げる CAD/CAM 冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、80 点を所定点数に加算する。ただし、同時に 2 以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算 2 は 1 回として算定する。

3～5 (略)

M 0 0 3—2～M 0 0 5—2 (略)

M 0 0 6 咬合採得

も、歯科技工士連携加算 1 は 1 回として算定する。

2 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1—2 に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号 M 0 1 5—2 に掲げる CAD/CAM 冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、70 点を所定点数に加算する。ただし、同時に 2 以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算 2 は 1 回として算定する。

3～5 (略)

M 0 0 3—2～M 0 0 5—2 (略)

M 0 0 6 咬合採得

1・2 (略)

注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

1・2 (略)

注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

M007 仮床試適（1床につき）

1～4 （略）

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定

M007 仮床試適（1床につき）

1～4 （略）

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定

点数に加算する。

3～5 (略)

M008～M041 (略)

第2節・第3節 (略)

第13部～第15部 (略)

点数に加算する。

3～5 (略)

M008～M041 (略)

第2節・第3節 (略)

第13部～第15部 (略)

別紙3 調剤報酬点数表

【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第三 調剤報酬点数表 [目次] (略) 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 薬学管理料  区分 10・10の2 (略) 10の3 服薬管理指導料 1～4 (略) 注1～6 (略) 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u> イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 <u>5点</u> ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 <u>10点</u></p>	<p>別表第三 調剤報酬点数表 [目次] (略) 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 薬学管理料  区分 10・10の2 (略) 10の3 服薬管理指導料 1～4 (略) 注1～6 (略) 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>5点</u>を所定点数に加算する。  イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合</p>

8～15 (略)

11～13 (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料 76点

注1～4 (略)

5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 10点

6～10 (略)

13の3～19 (略)

第3節～第5節 (略)

8～15 (略)

11～13 (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料 76点

注1～4 (略)

5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合

6～10 (略)

13の3～19 (略)

第3節～第5節 (略)

## 個別改定項目について

### ① 入院時の食費基準額の見直し

#### 第1 基本的な考え方

入院時の食費について、令和6年度診療報酬改定において、1食当たり30円引き上げを行ったが、食材費等の高騰は更に続いている。医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、入院時の食費基準額を引き上げる。

#### 第2 具体的な内容

入院時食事療養（Ⅰ）・（Ⅱ）の費用の額及び入院時生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）のうち食事の提供たる療養の費用の額について、それぞれ1食当たり20円引き上げる。

改定案	現行
<p>【食事療養及び生活療養の費用額算定表】</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(Ⅰ)（1食につき）</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 690円</p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 625円</p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時食事療養(Ⅱ)（1食につき）</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 556円</p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 510円</p> <p>注 (略)</p> <p>第二 生活療養</p> <p>1 入院時生活療養(Ⅰ)</p> <p>(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき）</p> <p>イ ロ以外の食事の提供たる</p>	<p>【食事療養及び生活療養の費用額算定表】</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(Ⅰ)（1食につき）</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 670円</p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 605円</p> <p>注 (略)</p> <p>2 入院時食事療養(Ⅱ)（1食につき）</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 536円</p> <p>(2) 流動食のみを提供する場合 490円</p> <p>注 (略)</p> <p>第二 生活療養</p> <p>1 入院時生活療養(Ⅰ)</p> <p>(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき）</p> <p>イ ロ以外の食事の提供たる</p>

療養を行う場合	<u>604円</u>	療養を行う場合	<u>584円</u>
□ 流動食のみを提供する場合		□ 流動食のみを提供する場合	
	<u>550円</u>		<u>530円</u>
(2) (略)		(2) (略)	
注 (略)		注 (略)	
2 入院時生活療養(Ⅰ)		2 入院時生活療養(Ⅰ)	
(1) 食事の提供たる療養(1食につき)		(1) 食事の提供たる療養(1食につき)	
	<u>470円</u>		<u>450円</u>
(2) (略)		(2) (略)	
注 (略)		注 (略)	

[適用日] 令和7年4月1日から適用する。

## ② 口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の見直し

### 第1 基本的な考え方

現下の高齢化の進展等により歯科診療のニーズが増加しているなか、歯科診療所等において、より専門的な業務を行う歯科衛生士及び歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科衛生士及び歯科技工士の業務に係る評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 歯科衛生実地指導料 口腔機能指導加算を2点引き上げる。
  2. 歯科技工士連携加算1（印象採得）及び歯科技工士連携加算2（印象採得）を10点ずつ引き上げる。
- ※ 咬合採得及び仮床試適の同加算についても同様の評価の見直しを行う。

改 定 案	現 行
<p><b>【歯科衛生実地指導料】</b> [算定要件]</p> <p>注3 1及び2について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>12点</u>を所定点数に加算する。</p> <p><b>【印象採得】</b> [算定要件]</p> <p>注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジ前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジ前装チタン</p>	<p><b>【歯科衛生実地指導料】</b> [算定要件]</p> <p>注3 1及び2について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>10点</u>を所定点数に加算する。</p> <p><b>【印象採得】</b> [算定要件]</p> <p>注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジ前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジ前装チタン</p>

冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

【咬合採得】

[算定要件]

- 注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行う

冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

【咬合採得】

[算定要件]

- 注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行う

に当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

- 2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

【仮床試適】

[算定要件]

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

- 2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2と

に当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

- 2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。

【仮床試適】

[算定要件]

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

- 2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2と

して、 <u>80点</u> を所定点数に加算する。	して、 <u>70点</u> を所定点数に加算する。
----------------------------	----------------------------

[適用日] 令和7年4月1日から適用する。

### ③ 特定薬剤管理指導加算の見直し

#### 第1 基本的な考え方

特定薬剤管理指導加算3口について、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養が施行され、患者への説明など保険薬局の業務負担が更に増加していること等を踏まえ、評価の見直しを行う。

#### 第2 具体的な内容

特定薬剤管理指導加算3口を5点引き上げる。

※ 服薬管理指導料の加算であり、かかりつけ薬剤師指導料における同加算についても同様の見直しを行う。

改定案	現行
<p>【服薬管理指導料】 [算定要件]</p> <p>注7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u></p> <p>イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点</p> <p>ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 10点</p> <p>【かかりつけ薬剤師指導料】 [算定要件]</p> <p>注5 調剤を行う医薬品を患者が選</p>	<p>【服薬管理指導料】 [算定要件]</p> <p>注7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>5点を所定点数に加算する。</u></p> <p>イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合</p> <p>ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合</p> <p>【かかりつけ薬剤師指導料】 [算定要件]</p> <p>注5 調剤を行う医薬品を患者が選</p>

<p>         択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u> </p> <p>         イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合         <p style="text-align: right;">5点</p> </p> <p>         ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合         <p style="text-align: right;">10点</p> </p>	<p>         択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>5点を所定点数に加算する。</u> </p> <p>         イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合         <p style="text-align: right;">5点</p> </p> <p>         ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合         <p style="text-align: right;">10点</p> </p>
--	---

[適用日] 令和7年4月1日から適用する。